

○山口県警察における足痕跡の取扱いに関する訓令

平成29年 3月16日
本部訓令第20号

(概 要)

本訓令は、足跡取扱細則（昭和54年警察庁訓令第9号、改正・平成16年警察庁訓令第7号）等に定めるもののほか、山口県警察における足痕跡の取扱いのために必要な事項を定めたものである。

訓令の内容は、

- 現場足痕跡の採取
- 現場足痕跡等の送付
- 現場足痕跡等の対照
- 現場足痕跡等の保管
- 遺留足痕跡の手配
- 遺留足跡等の鑑定
- 被疑者足痕跡の照会
- 資料の保管及び廃棄

等である。